

1. H21年9月より社会保険料が変更となります。～10月中に支払う給与より変更となります～

9月より社会保険料率に変更となります。実務的には10月に支給される給与から変更となります。また、7月に提出した算定基礎届により9月から来年の8月までの標準報酬も確定しております。こちら、実際の処理としては10月に支給する給与からの変更となりますので、いずれもご対応をお願いいたします。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

1. アルバイト・パート社員の「働く理由」「辞める理由」

大手人材総合サービス企業が、アルバイト・パートとして就業中の労働者(約3,000名)を対象に、「働く理由」「辞める理由」に関する意識調査を実施し、その結果が発表されました。

働く理由... 昨年の結果と比較すると、主な理由が軒並みポイントを下げている中で、「生活費を補いたかったのが0.7ポイントとわずかながら増加しています。また、昨年に比べて減少した項目の中では、「趣味に使うお金が欲しかったので」(9.1ポイント減)、「貯金を増やしたかったので」(4.8ポイント減)の減少が目立っています。

遊びのためや生活の余裕を得るためではなく、生活費を稼ぐ必要に迫られてアルバイト・パートを始めた人が増加していると考えられますが、アルバイト・パートであっても、よりはっきりとした目的意識をもって仕事に向き合う層が増えている結果とも考えられます。

辞める理由... 昨年の結果と比較すると、最も多かった理由は「店長や社員の人の雰囲気が悪いから」で変化はないものの、今年は5.8ポイントの大幅な増加となっています。また、「給与が低いから」や「もっとよい条件の仕事が見つかったから」は3.9ポイント伸びています。

これらの結果から、パート・アルバイトの方が、生活費を補う傾向がより強くなっていると同時に、人間関係に加え、給与や条件面でよりシビアに仕事を選んでいる様子が見て取れます。

「働く理由」	
1位 生活費を補いたかった	42.9%
2位 趣味に使うお金が欲しかった	36.1%
3位 時間を有効に使いたかった	33.3%
「辞める理由」	
1位 店長や社員の人の雰囲気が悪い	24.2%
2位 給与が低いから	16.2%
3位 楽でない・疲れる仕事だから	15.0%

2. 出産育児一時金が38万円から42万円に増額(平成22年3月までの暫定措置)

緊急の少子化対策として、出産育児一時金が見直されます(平成21年10月から平成22年3月までの暫定措置)。

具体的には、平成21年10月1日以降に出産される方から、出産育児一時金の支給額および支給方法が変わります。

支給額は、右記のとおり現行より4万円引きあがります。支給方法は、これまで直接支払制度が実施されなかった出産費用に、出産育児一時金を充てることができるよう、原則として医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みです。したがって、今後は原則42万円の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意しなくても良くなります。

ただし、42万円を超えて支給される場合であっても、42万円までが直接支払制度の対象ですので、42万円を超える部分は加入の医療保険者に直接請求することになります。

出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法を利用することも可能です(ただし、出産費用を退院時に病院などにいったん自分で支払う必要があります)。

出産育児一時金の支給額(H21.10.1～)	
・原則 42万円(現行38万円より4万円引上げ)	(産科医療補償制度に加入する病院などにおいて出産した場合)
・それ以外の場合は39万円	(35万円から4万円引上げ)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-33-7-701
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)

編集後記

9月14日(月)より、事務所を移転しました。移転に伴い、電話番号、FAX番号も変更になっておりますので、お手数ですが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。移転先のビルは1Fが、三鷹でもとても美味しい&元気のいい店員さんで有名な果物屋さん。窓を開けていると、威勢のいい声が響いてきます(特に夕方に向けて声が大きくなってきます)。新天地でも引き続き、よろしくお願いいたします!(秋山)

